

# 山口県報

目 次

告示

家畜伝染病予防法第九条の規定による消毒方法の実施(畜産振興課).....



## 山口県告示第五十三号の一

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第九条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒方法を実施することを命ぜる。

平成二十三年一月三日

山口県知事 二井関成

- |            |  |
|------------|--|
| 一<br>目的    | 高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため   |
| 二<br>区域    | 山口県全域  |
| 三<br>期日    | 平成二十三年一月七日から同月二十八日まで   |
| 四<br>実施の方法 | 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所在する畜舎(家畜防疫員が消毒の必要があると認めるものに限る。)の周囲に消石灰を散布する。 |

平成23年  
2月3日  
(木曜日)

平成  
二十三年一月三日発行

発行  
人所

山口県知事  
山口県